

資料5

地域密着型サービス事業所の指定更新等について

米沢市介護保険運営協議会

【地域密着型サービス事業所の指定更新について】

下記の法人が認知症対応型共同生活介護の指定更新申請を行ったことについて、介護保険法第78条の2第7項の規定に基づき報告します。

法人名	株式会社 ジェイバック	特定非営利活動法人さくらサポートセンター	合同会社おきたまライフフェジョンおらフ	有限会社 敬愛会
主たる事務所	福島県郡山市喜久田町卸3丁目24番地	米沢市桜木町1番74号	米沢市広幡町成島1027番地	米沢市大字花沢3612番地の1
代表者	代表取締役 平山 浩之	理事長 佐藤 敬一	代表社員 森 実千夫	取締役 八巻 正之
サービス種	認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所	地域密着型通所	小規模多機能型居宅介護
事業所名	グループホーム もも太郎さん米沢	デイサービス さくら	リハビリ特化型 デイサービス Reはーと	小規模多機能ホーム こもれびの家 上郷
事業所住所	米沢市通町5丁目3番46号	米沢市桜木町1番74号	米沢市広幡町成島1027番地	米沢市大字川井3853番地
前の有効期間 満了日 (A)	R4.2.12	R4.1.25	R4.3.23	R4.4.30
現地確認実施 日 (B)	(コロナ対策のため延期)			R4.4.13
更新日 (C)	R4.2.13	R4.1.26	R4.3.24	R4.5.1
次の有効期間 満了日 (D)	R10.2.12	R10.1.25	R10.3.23	R10.4.30

2. 申請に至るまでの経過

それぞれ指定の有効期間が満了 (A) となることから、事業継続のため更新申請を行つたものです。

3. 事業計画との整合性

全て介護保険事業計画で当初から見込んでいます。

4. 書類審査

それぞれ必要書類の提出を受け、基準を満たしていることを確認しました。

5. 現地確認

前3件については、本来であれば事業所の現地にて設備等の基準を満たしていることを確認すべきですが、当時は新型コロナウィルス感染症の感染状況から、これを延期し、指定の更新後（指定期間中）可能な限り早期に確認を行う予定です。

4件目の「小規模多機能型ホーム こもれびの家上郷」に対しては、高齢福祉課職員が現地確認（B）を行い、居室及び食堂・機能訓練室の面積要件、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の有無等について、基準に適合していることを確認しました。

6. 指定更新

表に記載の各事業所に対して指定の更新（C）を行い、介護保険法第70条の2に基づき指定の有効期間（D）は、それぞれ指定更新を行った日から6年間としました。

【地域密着型サービス事業所の変更について】

下記の変更の届出に対して、これを受理したことを報告します。

1. 申請法人及び事業所

法 人 名	有限会社HYOコーポレーション
主たる事務所	米沢市城北1丁目2番5号
代 表 者	代表取締役 兵庫 等
事 業 所 名	小規模多機能ホーム公園丸の内館
所 在 地	米沢市丸の内2丁目3番3号公園丸の内ケアセンター

2. 変更の内容

- ①登録定員 25名から29名（4名増、上限）
- ②通い定員 15名から18名（3名増、上限）
- ③宿泊室の追加 「プライバシーが確保された」2室を追加。
- ④料金表の改定 追加した宿泊室の料金を「オープン室」分として新たに設定。

3. 変更の経緯

当該事業所の半年程は利用者が21名程だったところ、令和4年5月から3名の新たな登録があり24名の利用者となったことを受け、当該サービスの需要の増加を見込んだことから、利用者の受入体制の拡充を図ることとした。また、同一の建物内で運営している有料老人ホームについても同様に需要の増加を見込み、従来は小規模多機能型居宅介護の宿泊室として利用していた個室のうち2つを、有料老人ホームでの居室に転用するため、別に、普段から使用頻度の低い食堂の空間を利用し、設備基準上「プライバシーが確保された」しつらえを施すことで宿泊室とするものを2室設けた。

4. 届出への対応

計画上、新たな小規模多機能型居宅介護の整備は見込んでいないものの、若干の利用者延べ人数増は見込んでおり、当該変更はその範囲内といえることから、これを受理した。

当該変更に係る設備基準を満たしていることは、高齢福祉課職員が当該事業所を訪問して現地確認済み。

【居宅介護支援事業所の指定更新について】

下記事業所から指定更新申請があったため、更新を行いますので報告します。

1. 申請法人及び事業所

法 人 名 特定非営利活動法人 米沢清友会
主たる事務所 米沢市春日一丁目4番27号
代 表 者 理事長 大塚 正紀
事 業 所 名 居宅介護支援センター ぴゅあふる
所 在 地 米沢市春日一丁目4番27号

3. 申請に至るまでの経過

令和4年3月9日をもって指定の有効期間が満了となることから、事業継続のため更新申請を行うものです。

本来であれば期間満了の2か月前までに申請を行うべきところ、保険者を含む関係者が、期間満了後もこれが為されていないことに気づかなかつたことから申請が遅れました。

当該事業所は、複数の介護支援専門員により多数の利用者に対して居宅介護支援を提供している。その利用者への継続的なサービス提供の必要性を鑑みて、本申請を申請日から遡って認めました。

4. 事業計画との整合性

介護保険事業計画で当初から見込んでいます。

5. 書類審査

必要書類の提出を受け、基準を満たしていることを確認しました。

6. 現地確認

事業所を当課職員が訪問し、基準を満たしていることを確認しました。

【介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の指定について】

下記事業所から新規指定申請を受け、下記の通り指定を行ったので報告します。

1 申請概要

	①	②
サービスの種類	通所型サービス	通所型サービス
申請法人	株式会社 ニチイ学館	同左
主たる事務所	東京都千代田区神田駿河台2—9	同左
代表者名	代表取締役 森 信介	同左
事業所名	ニチイケアセンター米沢	ニチイケアセンター西米沢
事業所所在地	米沢市金池5丁目13-21	米沢市成島町2丁目1-110-16
事業開始日	令和4年3月1日	令和4年3月1日

2 申請に至るまでの経緯

両事業所とも以前から山形県から指定を受けて通所介護事業を行っていたところ、同事業所において訪問型サービスの提供も新たに実施するため。

3 事業計画との整合性

介護保険事業計画で当初から見込んでいます。

4 書類審査

指定審査に係る必要書類の提出と内容の確認を完了しています。

5. 現地確認

本来であれば事業所の現地にて設備等の基準を満たしていることを確認すべきですが、当時は新型コロナウィルス感染症の感染状況から、これを延期し、可能な限り早期に確認を行う予定です。